

## 医療的ケア児の通所施設への補助事業の実施について

### (付議の要旨)

医療的ケア児や重症心身障害児の通所施設の運営の安定化支援と受入れ施設(特に放課後等デイサービス)の拡大を図るため、新たな補助事業を平成31(2019)年度から実施する。

### 1 主 旨

国では、平成30年度の障害福祉サービスの報酬改定において、医療的ケア児(以下、「医ケア児」という。)の療育を行う重症心身障害児(以下、「重心児」という。)通所施設に対し、「加算」を設けるなどの対応を図ったものの、安定的な運営や新規参入に繋がる状況とはなっていない。

区内には医ケア児が利用する重心児通所施設が6施設あるが、就学後の児童を対象とする施設(放課後等デイサービス)は不足しており、施設の確保が喫緊の課題となっている。

東京都においても、重心児通所施設の運営支援を行っているが、補助対象が未就学児を対象とする施設(児童発達支援)に限られるなどの制約がある。

こうした状況を踏まえ、社会保障制度の充実を国や東京都に働きかける一方、既存施設の運営の安定化と受入れ施設の拡大を図るため、平成31(2019)年度より区として新たな補助事業を実施する。

### 2 医ケア児等の通所に係る現状と課題

#### (1) 受入れ施設の状況

- 区内の重心児を含む医ケア児は、160～180人程度と見込まれ、そのうち少なくとも70人程度が重心児通所施設等を利用している。
- 重心児や医ケア児が利用する重心児通所施設は6施設あるが、就学後の児童も対象とする重心児通所施設は3施設のみ(うち1施設は事業休止中)のため、常に待機者がいる状況となっている。また、重心児以外が利用する障害児通所施設は45施設あるが、医ケア児の受入れを行っている施設は限られている。
- 平成31(2019)年4月の「梅ヶ丘拠点民間施設棟」、及び平成33(2021)年度に開設予定の「(仮称)花見堂複合施設」において重心児や医ケア児の受入れを行うが、引き続き就学後の児童の受入れ施設の拡充が必要な状況である。

#### (2) 運営上の課題

- 就学後の児童を対象とする重心児通所施設(定員5人)の収入は、国の報酬(介護給付費)が看護職員加配加算を含め年間4,000万円程度であるのに対し、支出は4,500万円程度と見込まれ、厳しい運営を余儀なくされている。
- 重心児以外を対象とする障害児通所施設でも、医ケア児の受入れを行っている施設があるが、看護師配置に見合った介護給付費となっていないことから、施設の経費負担が大きい。
- 東京都の重症心身障害児(者)通所運営費補助事業では、株式会社及び就学後の児童を対象とする施設が補助対象外となっている。

### 3 補助事業の内容

#### (1) 目的

医ケア児を受入れる区内の障害児通所施設に対し、施設の運営費を補助することにより、施設運営の安定化と受入れ施設の拡大を図る。

#### (2) 補助対象施設

- 医ケア児の通所先確保は喫緊の課題であることから、重心児通所施設に加え、医ケア児の受入れ実績がある障害児通所施設（重心児以外）も補助対象とする。
- 都の重症心身障害児（者）通所運営費補助を受けている施設、及び区が公共施設を活用し誘致した施設は、補助対象としない。

#### (3) 補助金額の算出方法

補助金額は、より重度の医ケア児を受け入れた場合に手厚い補助となるよう、介護給付費の看護職員加配加算に係る医療判定スコアと加算額を準用して単価設定し、サービス提供回数に乗じて算出する。

＜単価＞医療スコア 8 点以上	4,000 円／人日
医療スコア 8 点未満	2,000 円／人日

### 4 補助見込額（平成 3 1（2019）年度）

- ◆ 重心児通所施設 9,816 千円（就学後の児童も対象とする 2 施設）
- ◆ 障害児通所施設（重心児以外） 5,304 千円（就学後の児童も対象とする 4 施設）
- 合計 6 施設 15,120 千円（特定財源なし）

### 5 平成 3 2（2020）年度以降の補助見通し

平成 3 1（2019）年度補助見込みの 6 施設に加え、平成 3 2（2020）年度～平成 3 3（2021）年度に補助施設を 1～2 施設増やすことにより、区内の医ケア児 180 人程度が通所できる受入れ枠を確保する。

### 6 今後のスケジュール（予定）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 平成 3 1 年 2 月 | 福祉保健常任委員会報告 |
| 4 月          | 補助事業開始      |

### 7 その他

本補助事業は、国の次期報酬改定（平成 3 3（2021）年度）の内容に応じて、必要な見直しを行うこととする。